

別表（第2条、第6条関係）

軽度・中等度難聴児補聴器購入等補助金用診断書を作成する医師は、次表のいずれかに該当する医師とする。

身体障害者福祉法第15条第1項に基づく指定医（聴覚障害に係るものに限る）

障害者総合支援法第59条第1項に基づく指定を受けた指定自立支援医療機関の医師 （一般社団法人日本耳鼻咽喉科学会から耳鼻咽喉科専門医の認定を受けた医師に限る）
